

## 上越地域消防事務組合共同企業体運用基準

第1条 この基準は、上越地域消防事務組合入札参加資格審査要綱（平成29年12月7日実施）第2条の規定により準用する上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 共同企業体の運用については、上越市共同企業体運用基準（平成7年4月1日実施）の規定（同基準中第4条、第5条第1項第2号及び第12条の規定を除く。）を準用する。

（その他）

第3条 この基準により難い場合には、上越地域消防事務組合管理者が決定するものとする。

附 則

この基準は、平成29年12月7日から実施する。